

令和7年第5回江北町議会（臨時会）会議録									
招 集 年 月 日	令和7年7月18日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和7年7月18日 午前9時30分 令和7年7月18日 午前10時19分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	4 番	江 頭 義 彦		5 番	三 苫 紀美子		6 番	土 渕 茂 勝	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	健康福祉課長		松 田 佳世子		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	地域づくり課長		宮 本 大 樹		○
	教 育 長	吉 田 功		○	農業委員会事務局長		本 村 健一郎		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	こども教育課長		坂 元 弘 睦		○
	町民生活課参事	武 富 和 隆		○					
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	百 武 久美子							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 7 年 7 月 18 日

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 32 号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 3 号）

午前 9 時 30 分 開会

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和 7 年第 5 回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において 4 番江頭義彦議員、5 番三苫紀美子議員、6 番土淵茂勝議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第 2. 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 議案第 32 号

○井上敏文議長

日程第 3. 議案第 32 号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日は臨時会の招集をさせていただきました。といいますのも、早期に議決をいただいて実行に移す必要がある議件がありましたものですから、招集をさせていただきました。9月の定例会での提案ですとか、また、専決処分等も検討はいたしましたけれども、今申し上げましたように早めに実行のほうに移りたいということ、また、本日はちょうど議員例会ということで、議員の皆さん方も御参集ということでありましたので、臨時会ということで招集をさせていただきました。

先ほど局長のほうを読み上げましたとおり、今回提案をいたします議案は1件、補正予算であります。

それでは、早速でありますけれども、本日提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

議案第32号であります。令和7年度江北町一般会計補正予算（第3号）です。

今回の補正額は、1億731万3千円を増額し、歳入歳出予算総額を76億6,165万5千円とするものであります。

内容については3つ。まず1つ、本年5月に実施いたしましたネイブルの空調設備設置工事につきまして入札を行いましたところ、不落となりました。その不落を受けまして、今回、設計額の見直しを行ったところでありますけれども、当初議決をいただいた予算額に不足を生じるものですから、その工事費用の予算を増額させていただきたいというものであります。

それと、2番目であります。これは国の施策ではありますけれども、昨年度実施いたしました定額減税及び調整給付金につきまして、昨年時点、定額減税をし切れなかった方に支給いたします調整給付金について、その後、令和6年の所得の精算、また、対象者が拡大をしたことによって追加給付をする必要が出てきましたので、その経費を計上させていただいております。

3点目であります。令和7年7月3日付で佐賀県過疎地域協議会が実施をしております過疎地域支援事業費補助金の採択を受けることができました。これは県内の過疎市町が参画をいたしております協議会がありまして、この事業として、過疎地域の地域活性化のための事

業として補助金を受けることができます。以前はなかなか江北町、活用が低調だったんですけれども、このところ、可能な限りこうしたものも活用をしたいということで今回も申請をしておりましたところ、採択を受けることができましたものですから、地域活性化の取組として、ぐるり江北町、これは（仮称）ですけれども、御存じの方もおられますし、大変詳しい方もおられますが、いわゆる横辺田八十八箇所巡りを江北町の資源として光を当て、または活用をしていきたいという事業を予定しておりまして、そのガイドブックを作成するための費用を、今回採択を受けまして、計上させていただいております。

歳出予算としては、指定避難所空調設備事業6,500万円、定額減税・調整給付金支給事業4,201万3千円、ぐるり江北町（横辺田八十八箇所巡り）ガイドブック作成費用30万円を計上いたしております。

補正予算の主な財源としては、緊急防災・減災事業債——緊防債ですね——や事業執行における国庫支出金、また、先ほど申し上げました県の補助金などであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．議案第32号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

事項別明細の7ページ。これは一番下の6,500万円、ネイブルの空調設備のことで3つほどお伺いしたいんですけど、まず1点目に、先ほど説明会の折に、今回設計者のほうは全然変わらない同じ人、会社が設計されるということでしたけど、今度、工事の発注のことでお伺いいたします。不落になったわけですので、本来ですと、不落のときは業者なんかの見直しをするんですよね。私も以前、西部クリーンセンターの監査をしておりまして、あそこの大型破碎機なんかは2回不落やったよね。それで、不落になるたびに私どものほうに報告があると、業者さんが手を上げないんですよというような感じだったので、業者を全部入替えたらかいという話も出ました。今回は設計の段階でいろんな不具合が生じ、落札金額に至らなかったというのは分かります。ただ、今度また仕事を出される業者さんたちが果たして受

けてもらえるものなのか、そこら辺の指名の段階での協議はどの程度行われたのか、それと、前回指名されたのと同じ業者を指名するのか、そこら辺が分かれば一点お願いします。

それともう一点、今回財源を、緊防債を使われます。こういった設計の段階での不具合で緊防債の増加が5,500万円ほどありますけど、それが認められた経緯というか、そういったことが分かればお願いいたします。

それと3点目に、これは本当に申し訳ないんですけど、うちの町には建築に関する専門の職員さんは1名いらっしゃいますけど、その方が——町としての管理ですよ、今度そういった事業をするときの町としての管理。全部ほら、設計業者に委託するわけじゃない。管理は本来は町がしないといけないんです。分かりますか、全体の管理。出すのは、設計業務委託というのは設計者とかなんかにするんだけど、管理は、チェックをしたり検査をしたりというのは町がしないといけない。その段階でのことは職員さんはどうされますかというようなことで、分かればその3点お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

指名に関する協議ということで1点目あったかと思います。これにつきましては、また入札のやり直しをするようなことになりますので、また今後、指名委員会のほうで協議を進めていくことになります。業者の選定についても、今後また指名委員会のほうで協議をしていただいて決めていくようなことになると思います。

あと、緊防債は一応これから申請をするような形になろうかと思いますが、その起債の申請については12月に行うということで、これについても大体該当するものと思っております。

あと、監理業務につきましても、今後また工事の事業者が決まり、工期に入れば、工事に入れば、監理の業務を委託するような形で予定をしておりますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

職員については、工事に関しての監理という形では、業務を委託するものになりますので、職員自体は監理には関知しないと。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、総務政策課長が言った関知しないという答弁は訂正をさせていただきたいと思います。関知しないはずがないし、関知の在り方ということだと思いますけど、少しおさらいで私から答弁を申し上げますと、入札についてはこれからにはなりますが、先ほど西原議員御紹介いただいたとおり、例えば、複数業者がいて、その一部しか指名に入っていないくて、たまたま取れる業者がいなかったことが想定されるのであれば、言葉は適切かどうか知りませんが、入替え戦ということもあるんだろうと思います。ただ、今回精査をすると、いずれの業者の想定している額と我々がもともと想定していた額にあまりにも乖離があるものですから、ということで今回確認をしたら、設計そのものについて瑕疵があったということなので、仮にこちら側の理由で、瑕疵があったことを理由に参加事業者を入れ替えるということになると、逆に最初に参加した事業者が不利になるんだろうと思います。こちらに理由があるからですね。だから、繰り返しになりますが、入札についてはこれからではありますけれども、入替え戦ということではない、事由じゃないかなというふうに思っております。

それともう一つ、緊防債については、先ほど申し上げましたとおり、今年度までは期限ということで、申請そのものは大体起債事業は後からになるんですよね、全て。事業が終わってから。過疎もそうですけれども。ただ、もともと該当する事業でありますから、そこは増額分についても起債が対応できるんだろうというふうに思っております。

3点目について、要は庁内での確認ができないのかということでありました。もちろん庁内にも建築技師はおりますけれども、さりとて、そういう万能の技師ということではありませんけれども、当然庁内でも技術職もおりますから、それは通常の段階でいろんな形で確認をしております。ただ、今回の設計の一つ特殊性としては、工事そのものが少し特殊な工事であるものですから、やはり部材の単価とか、部材についての積算の仕方ということについては我々ではなかなか気づき得なかったと。だからこそ、今回プロである設計事務所に発注をして積算を委託したわけですが、結果的には委託を受けた設計事務所すらというか、も、そこが落ち度があったということでもありますので、当然、役場の中での資源は最大限、そういった情報共有、また、確認はしておりますけれども、残念ながらそこにもおのずと限界があるものですから、こうして発注をさせていただいていると、御理解いただけたらいいかなと思います。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

ある程度分かったんですけど、まず1点目、指名の段階でのことなんですけど、今回多分、一般建築で指名されていたと思うんですよ。空調は一般建築もですけど、空調の設備の業者も該当するんですよ、佐賀県どこを見ているんですけどね。町内にも、空調を、ちょっと大きな工事を受注されている業者もいらっしゃいます。何でこういうことを言うかということ、その業者さんも、うちも指名に入っていると思っていたけどというようなことをちょっとお聞きしたもんですから、そこら辺はやっぱり指名の網をかける段階で、これは一般建築なのか、空調設備業者までいいのかというのは精査してほしかったなというのが一点。

それと、2点目の緊防債の件についてはよく分かりました。

3点目の管理なんですけど、一応、設計される設計会社にいろいろな監理あたりもお願いするようになるかもしれないんですけど、やっぱり町として、ある程度町のチェック機能としておらんと、出来上がったものを全部丸投げでお願いしてはですね。ですから、こういう例を挙げては失礼なんですけど、小学校にみんなのトイレを設置しましたよね。そのとき、業者さんとうちの若手の設計士さんも来られていました。業者さんからひどく言われているんですよ。こうでしたよねと、問題ないでしょうとかですね。ああいうことを平気で業者さんが町の職員に言えるのかなというのを私は不思議でなりませんでした。昔だったら、町の職員さんというのはきりっとしておられて、現場に来られたら業者はぺこぺこする必要がある感じだったのに、今逆転しているんですよ。業者さんが、いやいや、こういうことやったでしょうと、これは問題なかでしょうとかいうのを町の職員さんに言っているわけですよ。あれは、逆転じゃないけど、これはおかしいなと思って。業者の言いなりかなと思ったので、そういったことが今起きたりしないのかなと思うんですよ。

実際、物が出来上がりました、そのチェックの段階でちゃんとチェックをしていたら、後だってそういった議員さんたちが現場に視察に行ったりなんかしたときに、ここはちょっとおかしくないかとか言われたときに、業者じゃなくて職員さんが、いやいや、こういう理由でこう変更しましたとか。それを業者に聞いたら、業者さんが町の職員さんにちょっと強めに言っていたのを見て、ん、と思ったもので、そういったことは私はあってはならないと思う。管理する段階で業者にここはこうやってちょっと変わっているけど大丈夫ねというよう

なことですり合わせをずっとしていかないと、出来上がった時点でちょっとおかしい点を指摘されて答弁できないんですよ、私たちが現場を見に行ったりなんかしたときに。ですから、そういったことが起きないように、やっぱりある程度、設計業者、それと、監理する方、その3つはちゃんと町で把握しておかないときれいなものが出来上がらないと思うので、そこ辺は十分注意をしておいてもらいたいと。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

最後に御指摘いただいた件については私自身も問題意識を持っております。というのは、役場そのものの技術力の低下というのは否めないというふうに正直思っております。事業そのものを担当していく中で経験を積むということがこれまではあったと思いますし、ところが、御存じのとおり、発注事業そのものが減っていくということだけではないですけども、やはり私が見ても、そういう学校は出ているかもしれませんが、果たしてそのプロと言えるだけの知識や経験を持っているかという、正直そこは心もとないところがありますし、ただ、一定、これは私ども江北町だけじゃなくて、ほかの市町も含めてやはり技術力の低下というのはどこも、首長さんたちも嘆いておられるところです。ただ、嘆いておるだけでは駄目なものですから、そこはやはりしっかり、逆に言うと、民間の力も借りて、やっぱり我々そのものが管理力をつけるということが大事だと思います。

決して土木学科を出ているとかいうことじゃなくても、その管理力はつけられると思うんですよ。何でかという、別に法学部を出ている者じゃないと法律を知らないわけでも何でもなくて、私自身も文学部史学科卒業ですけど、だからといって法律を全く知らないわけでもなくて、自分なりには法律とか法学とかいうことは理解をしているつもりなものですから、やはり発注者としての物の見方とか管理の仕方というところを身につけるということが多分大事なんだと思います。そうしないもんだから、さっきあったように、いや、発注していますから、我々、ほかの職員は関知していませんという、お任せ主義というか、丸投げみたいな意識になってしまうんですよ。あくまでも発注はうちなもんだから、最終的な責任はうちにあるんです。そういう意味では今回もですね。ただ、その原因が発注先にあったということ——だけではないですけど。

ですから、今の御指摘はおっしゃるとおりだというふうに思いますし、今回の件に限らず、

例えば、事故繰越の案件についても、言いなりとは言いませんけど、逆に、ぬるい、緩い関係で、こっちも依存体質みたいなものがあつたんじゃないかなというふうに思っていて、これは別の問題としてきちんと整理を今庁内でもしておるものですから、これもまた別途報告はさせていただきたいと思いますが、技術力低下は一定やむを得ないが、技術力がなくても管理力は持てると。また、そうした民間事業者も、逆に協力を受ければ、そうした管理力というのはつけられるというふうに思っておりますし、その方向で全てにおいてやっていきたいというふうに思っております。

それと、入札についても、おっしゃるとおり、空調だったら設備もあるだろうということでした。予算編成段階では、実は、工事の種別をどうするかというのがきちっとした議論ができていなくて、まさにおっしゃるように、空調だから設備というぐらいで今回さわやかスポーツセンターのほうも発注——これは発注していますけどね——と区別なく、同じように設備でということに進んできていたんです。実際、さわやかスポーツセンターについては設備工事として入札をしましたが、いよいよ発注の段階になって、ちょっと待てよと。ここはネイブルですから、天井も高い。本当に設備のほう为主体でやっていいんだろうかということとは実は内部でも問題意識があつて、再度確認をいたしました。設計事業者にも確認をしました。大体は工種が——工数というかな、多いほうでと。主体工事というふうな言い方をしますかね。そのときに確認をしたら、どちらがやるにしても、必要な部材を除けば建築の工数のほうが多いということでありましたし、今回ちょっとみそはつきましたが、設計事務所のほうにも確認をしたら、さわやかスポーツセンターは設備であってもネイブルのほうは建築のほうが好ましいという、それこそアドバイスも受けて、最終的には建築工事を出させていただいているということで、全く無検証にやっているわけではないということは御理解いただければと思います。

以上です。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。9番田中議員。

○田中宏之議員

事業説明書の3ページ、お願いします。

ぐるり江北町（横辺田八十八箇所巡り）、これは仮称とはおっしゃいましたけど、ガイド

ブック作成ですが、先ほど説明では江北町の58か所の分の紹介をするガイドブックと聞きましたけど、一応八十八箇所ということでガイドブック作成をされますが、大町町、牛津町、多久市、その辺との連携というか、話し合いはされたのか。まずそれが1点。

あと、次ですけど、その隣の事業概要ですけど、ガイドブックを1,000冊、それから、ポスターを100枚ですね。この使い道というか、使用方法というか、どういうふうを考えておられるのか。

3点目ですけど、事業目的で、「ウォーキングコース等を紹介するガイドブックを制作し、江北町の関係人口拡大を図る。」と、その辺の意味がよく分かりませんので、その辺をもう少し詳しく説明をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員を前に大変恐縮ではありますが、実は小城のほうでもこの横辺田八十八箇所を活用しようということで、土渕議員と同じように活発に活動していただいている方がおられて、元議員さんかな、議会の中でもそういう御質問があったようなんですよ。ところが、そのときの小城市の対応は、いや、これはうちだけじゃなし、ほかのまちも関わることから、なかなかすぐにはできませんというような答弁を小城市では当時されていたんです。

結論からいけば、今の時点で、小城も、大町も、多久も、今話をして一緒にやりましょうということは言っていないんですよ。あえて言っていないです。というのは、そこをまた言い出すと、多分機動的にできないよなということがあるものですから、まずは江北町でこの八十八箇所というのを取り上げて、ガイドブックには八十八箇所全部は載せますが、まずは江北町の中の八十八箇所をめぐるコースを提案するというのを先にさせてもらおうと、多分、それをいろいろ取り上げられたりすると、ほかの町から、よかったらうちも一緒にというのが今の江北町とほかの市町との関係なんじゃないかなというふうに思って、あえてここは、今のスタートの段階でほかの市町まで一緒にとは思っておりませんが、最終的には八十八箇所全部回ってもらったほうがいいので、そういうふうにはしたいなと思っております。

それともう一つ、この活用方法ですけど、11月24日にビッキーふれあいの日が予定をされていまして、今のところまたJRのウォーキングを誘致する予定にしております。やっぱりそういうときにテーマ性のあるコースというのが大変人気であるものですから、その中でも

設定したコースを歩いていただきたいと思いますし、皆さん方も多分スマホに入っていると思いますけど、SAGATOCO。SAGATOCOでもいろいろウォーキングコースがあるんですよね。この中でもぜひ取り上げていただくようにしたいと思いますし、また、町内でもいろいろウォーキングのサークルとかがあります。ですので、そういうところで配っていただいて、ぜひふるさと再発見というんですか、そういうことにも活用させていただきたいなというふうに思っております。

それと、3点目の関係人口というのはどういうことかという、御存じのとおり、八十八箇所、四国もそうですが、本場ですけど、一度に全部歩かれる方ばかりじゃないんですよね。何回も、今回はここからここまで歩くとか、今回はこういうルートで歩くとかいうことで、ちょっと言ってみればピーター、おなじみさんになられているんですよね、八十八箇所。ですから、一度に全部を回るということじゃなくて、複数のコースを設定することで、要は何度も江北町に来ていただいて、何度も回っていただくという意味で、単発で来ていただくということだけじゃなくて、それで江北町をよく知っていただいて、江北町に関心を持っていただくという意味で、交流人口だけではなくて、やはり関係人口の増ということにもつながるのではないかなというふうに思っております。

以上です。（「あと、ポスターはどこに貼るの。ポスター100枚」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えします。

ポスターにつきましては、ビッキーふれあいの日にお披露目をするというところで、町内の商店であったり、ビッキーふれあい祭りのポスターと併せて配布をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

なので、ぜひ町内だけではなくて、例えば、公民館に貼っていただくとか、いろんな団体にもお配りするとか、また、町外の皆さん方にも、江北町横辺田八十八箇所、こうやってウ

オーキングコースを設定しているよということを、ポスターを通じて、または江北町のPRにもつなげていきたいなと思っております。

○井上敏文議長

ほかにございませんか。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

最初、それに関連して、八十八箇所についてですね。

先ほど議員勉強会というか、説明会では私、江北の五十数か所、そこだけという理解をしていましたけど、今の町長の報告では、やっぱり八十八箇所の中の江北ですから、ガイドブックには八十八箇所は何らかの形で入れてほしいというのと、そして、江北町だけのいわゆるウオーキングコース、これは今何か所つくられるのかですね。そして、それは私、大事だと思うんですよね。ほかのまちとそういうことを話していたらまとまらないから、このほうがすごくいいと思います。

もう一つは、1,000冊のガイドブックね、1,000冊配ると。その配り方もどういうふうにされるのか。ポスターについては今報告されましたけれどもですね。

いろいろありますけど、とにかくそういうことで、全体の中の58か所だと。だから、一番札所は牛津の砥川の柳鶴ですよ。それで、また大町までずっと回って、最後はまた大町のお寺に、ちょっと名前も私忘れちゃったけど、お寺に戻って最後ということですけども、それでもう一つ、動機は、江戸の後期に飢饉が起きたという、いわゆるそういうところから、この飢饉を何とかしたいということで横辺田代官所の責任者——横辺田代官所というのは大町にありますよね、今あります。だから、そういう昔の地域の中でつくられておりますので、それと今、令和の米騒動がありましたよね。やっぱり米不足というのが現実にありますから、私はいいチャンスじゃないかなというふうに思いますので、そういうことでの期待をしておきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土淵議員おっしゃったように、やはり八十八箇所ですし、一番スタートの一番札所は砥川にありますし、先ほど、横辺田の名前の由来である横辺田は大町にありますから、やはり全体の中での江北町という位置づけをする必要があるというふうに思うので、2段階あるかな

と。まずは江北町でしっかりこうやって活用をしていく。ただ、その前提として、全体ということも示した上で、最終的にはほかの市町とも連携ができればなおいいなというふうに思いますので、２段階のイメージでおります。

それと、コース数は、むやみに長くてもなかなか歩けないもんですから、それと、こんなこと言うとはあれですけど、一遍に全部歩いてもらうよりも、ちょこちょこ何回でも歩いてもらったほうがいいと思っているので、コース設定そのものは今からになりますが、ぜひ土渕議員におかれましてはアドバイザーとしてまた御助言いただければ、よりいいものになるんじゃないかなと思います。

釈迦に説法ですけど、実は八十八箇所そのものは、本場の四国はもちろんですけど、結構県内でもいっぱいあったんですよね。だから、あちこちに実は八十八箇所というのは設定をされて、要は今のように気軽に行けなかったから、近くでそれに代わるものということであるところであるので、やっぱり早めに江北町としてこの横辺田八十八箇所というのを打ち出すということが大事かなというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

そのガイドブック１,０００冊の配り方は何か考えているんですかね。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えします。

ガイドブック等の配り方については、まずはＪＲ九州ウォーキングの参加者の方に配るのが一つと、あと、そのほかにも、県の様々な機関であるとか、佐賀空港とか、配り先は幾らか考えて１,０００冊配布したいと考えております。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、課長が言ったのは、そこにしか配らないという意味ではありませんので。１,０００冊今

回作らせていただきます。これは過疎の補助金を30万円使わせていただくので、ここはまず1,000部ということですが、当然、町内の皆さんにも知っていただきたいなというふうに思いますので、決して余らすことなく、町内外にかかわらず、ぜひいろんな方たちに配布をさせてもらいたいというふうに御理解いただいたらいいかなと思います。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

ちょっと話は変わりますが、物価対策の給付金の問題についてお聞きしたいと思います。

今度の補正では、追加給付が460人と。新規給付対象が840人ですね。ちょっと分かりにくいな——分かりにくいというか、この関係が私よく理解できていなかったのですね。令和6年度調整給付のときの人数2,033人というのがありますけれども——給付対象者ですね。今回の追加給付460人はこの中に入るのか、その外になるのかどうかということと、もう一つは、新規給付対象者というのが840人ですね。これは前回対象にならなかった人たちですよ。いわゆる税金非課税の方が対象だろうと思うんですけど、これは新たに840人という捉え方でいいんですかね。そこをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、今回、令和7年度の調整給付金として追加給付、先ほど言われました460人ですが、昨年、6年度に調整給付を支給した方の中に含まれます。というのも、昨年度、調整給付金として支給した方については、当時、早期に給付する必要があることから、令和5年分の所得と扶養親族を基に仮算定した額で一度給付をしておるところです。その後、確定申告等により令和6年分所得と扶養親族が確定したことから、再度算定を行いまして、昨年、調整給付金をした額が足りなかった場合、不足していた方がこの460人に当たります。ですので、2,033人、調整給付金として6年度に支給した方にさらに追加して給付する方がこの460人に当たります。その中に入っていたということですね。

（「中に入っているということですね」と呼ぶ者あり）そうです。（「分かりました」と呼

ぶ者あり)

それと、2点目ですけれども、新規として今回対象となった方でございますが、おっしゃるとおり、もともとこの定額減税の対象が納税義務者ですので、所得税とか住民税の所得割がかかる方が対象でしたけれども、6年度の所得を基に再計算したところ、所得はあられますが、控除も多くあられた方につきましては税金がかからない方もいらっしゃいます。その方についてはもともと定額減税の対象にはならない方ですけれども、今回、その方たちも給付をすべきということで、新たに対象となった方がいらっしゃいます。この方が640人に当たります。あとの200人ですけれども、あとの200人は、そもそも扶養控除として取れない方もいらっしゃいます。制度上です。この方は専従者控除を受けている方。この方は扶養控除として制度上取れない方になりますので、先ほど言いました定額減税の4万円を受けることができない方になりますが、この方たちについても新たに給付の対象となった。合わせて給付の対象となった方は840人ということになります。

以上です。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

840人の中に200人が加わっているということですね。分かりました。

○井上敏文議長

ほかにありませんか。7番池田議員。

○池田和幸議員

まず、3点ほど質問したいと思います。

まず、2点をネイブルの空調設備ですけれども、先ほど同僚議員のほうから緊防債のことがありました。緊防債に関しては分かりましたけれども、これからの9月の本契約に対しての特定財源等はどういうふうに考えられてあるのか聞きたいと思います。

もう一点が、実際、2回の不落があったので、今回の6,500万円追加した分に対して、入札関係は大丈夫なのか、この2つですね。

もう一点が、ぐるり江北町の横辺田八十八箇所巡りの件で、今回、過疎地域協議会の過疎地域支援事業費補助金が使われています。これは今まで行われていた過疎事業と関連——関連というか、どういうふうに今後、うちのほうは過疎事業がある程度のリミットを来ている

ということで聞いていましたけれども、今後こういう事業費等を使用できるものなのか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ネイブルについて言えば、今回、補正予算をお願いしているものですから、契約に際してといひましようか、今回増額の予算を組ませていただいておりますので、その財源としては今申し上げたように緊防債6,500万円のうち5,500万円を充てる見込みにしておるということです。このままいきますと、議決をいただければ、改めて入札を行い、落札者が決定したら契約をするわけですけど、9月の定例会では今度、契約の議案を、条例の基準に該当するものですから、議決をいただくというような手順で今のところ考えておりますが、予算としては載っているとおりです。

入札については、正直、今いろんなほかの市町も含めて不落ということはよく聞くようになりましたので、ありませんとはいひ切れませんが、今回のように決定的な理由で不落が生じるということは、今回の議決をいただいて、設計額を見直せば、ないものと。勝負できるという言い方がいいかどうか分かりませんが、ではあるんじゃないかというふうに思っております。

それと、横辺田ですが、これは過疎債の事業とは関係ありません。先ほど申し上げたように、県内の過疎市町が集まって協議会というのを開いているんですよね。持っているんですよね。研修会に行かせたり、全国大会で要望したりとかあるんですけど、町も負担金を出しているんです。ところが、この協議会の事業として、構成市町の事業に対して補助金をやりましようというのがこの事業なんですけど、江北町は多分私が就任当初は一回も使ったことがなかったです。総会に出て、こういう事業があるというのが分かったんです。もったいないと思ったんですよ。町は負担金だけ出して、ほかの市町が事業をするのに補助金の、それこそ財源に充てさせるぐらいだったら、それならうちもちゃんと手挙げた方がいいだろうとって一番最初に活用したのが、例の駅弁復活プロジェクトが最初に実はこれを活用させていただきました。その後何があったかな。これもずっと構成市町で順番なんですけど、可能な限り、今は江北町、出した分は取り戻そうじゃないですけど、活用をするような姿勢で臨んでおりまして、今回やっとまたこうやって江北町で補助を受けられるようになったということ

であります。

今、池田議員の御質問は、うちの過疎の指定はこれからどうなのかということは、まだ世の中はそういう感じにはなっていないんですけど、恐らくここ数年の後に、次の延長はあるのかどうなのかとか、それにうちに入るのかどうなのかとかいう議論というかな、話が出てくるんじゃないかなと思います。

これは県で持っている協議会の事業費を町として使わせてもらおうということであります。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

ネイブル関係に関しては、議会も承認というか、不落に対しても一応しているわけですから、それは我々議員に対しても責任があると思います。今回はそういう形で質問させていただきましたので、ぜひその辺は慎重審議をお願いをしたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方。6 番土淵議員。

○土淵茂勝議員

先ほどの30万円というのは限度額ですか。（「限度額です」と呼ぶ者あり）限度額ですね。分かりました。

○井上敏文議長

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第32号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決と決しました。

これをもちまして本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和7年第5回江北町議会臨時会を閉会したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和7年第5回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年7月18日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 江 頭 義 彦

会議録署名議員 三 苫 紀美子

会議録署名議員 土 渕 茂 勝

局 長 大 島 浩 二

書 記 百 武 久美子